

令和 7 年度  
文京区基本構想推進区民協議会  
基本政策 2 「健康で安心な生活基盤の整備」  
第 1 回

日時：令和 7 年 10 月 29 日（水）

18 時 30 分～20 時 28 分

場所：シビックセンター 24 階

区議会第一委員会室

文京区企画政策部企画課

# 第1回 文京区基本構想推進区民協議会 会議録

「委 員」

会	長	辻	琢	也
委	員	柴	崎	清 惠
委	員	白	土	正 介
委	員	石	樵	さゆり
委	員	栗	原	孝 子
委	員	武	長	信 亮
委	員	高	岡	正
委	員	牧	野	美代子

「幹 事」

企 画 政 策 部 長	新 名 幸 男
福 祉 部 長	鈴 木 裕 佳
地域包括ケア推進担当部長	矢 島 孝 幸

「関係課長」

福 祉 政 策 課 長	篠 原 秀 徳
高 齢 福 祉 課 長	瀬 尾 かおり
地域包括ケア推進担当課長	鈴 木 仁 美
生 活 福 祉 課 長	坂 田 賢 司
介 護 保 險 課 長	佐々木 健 至
事 業 者 支 援 担 当 課 長	佐 藤 祐 司

○**辻会長** 定刻になりましたので、令和7年度、第1回の文京区基本構想推進区民協議会を開催いたします。本日はお忙しいところご出席いただきありがとうございます。本日は基本政策2です。健康で安心な生活基盤の整備の部会の1回目ということになります。

最初に、委員のご紹介を行います。1年ぶりの区民協議会ですので、委員に変更があります。新しい委員について、事務局から説明をお願いします。

○**新名企画政策部長** 企画政策部長の新名と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

団体推薦の委員の変更はございませんが、今年度から参加する部会を変更された公募推薦の委員をご紹介いたします。栗原委員です。

それと、牧野委員です。

新しい委員の紹介は、以上でございます。

○**辻会長** 次に、委員の出欠状況や配付資料等につきまして、事務局から説明をお願いします。

○**新名企画政策部長** まず、委員の出欠状況ですが、委員は全員出席でございます。

次に、幹事をご紹介いたします。鈴木福祉部長です。

○**鈴木福祉部長** 福祉部長鈴木です。よろしくお願ひいたします。

○**新名企画政策部長** 矢島地域包括ケア推進担当部長です。

○**矢島地域包括ケア推進担当部長** 矢島でございます。よろしくお願ひします。

○**新名企画政策部長** また、紹介は省略いたしますが、審議に関係する課長も出席してございます。

次に、配付資料の確認をお願いいたします。まず、当日の配付資料8点になります。

まず、本日の次第になります。

次に、座席表です。

3点目が、区民協議会意見記入用紙になります。

それと、資料第1号区民協議会設置要綱になります。

資料第2号区民協議会開催日等についてという資料です。

それと、資料第3-1号区民協議会委員名簿、それと、資料3-2号が区民協議会幹事名簿になります。

それと、後ほどご説明いたしますが、資料第4号区民協議会運営等について、という資料になります。

それと、あと事前送付資料3点ございます。

文の京総合戦略、こちらの冊子になります。

それと、本日メインで使います資料第5号文の京総合戦略進行管理の令和7年度戦略点検シートになります。

あと、本日は使いませんが、資料第6号総合戦略進行管理の令和7年度行財政運営点検シートになります。

資料は以上になりますが、お手元に資料のない方は大丈夫でしょうか。よろしいですか。  
以上です。

○辻会長 次に、区民協議会の運営等につきまして、事務局から説明いたします。基本的には去年と同じですが、資料4号です。区民協議会の運営等に基づいて説明をお願いします。

○新名企画政策部長 それでは、資料第4号をご覧ください。こちらポイントのみを説明させていただきます。

まず、1の区民協議会等の公開の趣旨になりますが、2行目のところ「原則として、会議を開とし、区民等に会議の傍聴を認め、会議記録を公表」いたします。

次に、3の傍聴について、というところの(3)後ろに、あちらにカメラございますけれども、昨年度に引き続きまして、オンラインでの配信での傍聴を施行してございます。

次に、6の区民協議会記録の取扱いについて、ということで、こちらの協議会の記録については、発言者名を表記した全文記録方式といたします。

あと、4行目辺りになりますが、記録の作成に当たりましては、その内容の正確性を期すために、出席した委員全員の確認を得るものといたします。

裏面に移っていただいて、こちらの区民協議会の開催からおおむね2か月以内に、ホームページで公表いたしますので、よろしくお願ひいたします。

説明は、以上でございます。

○辻会長 事務局の説明につきまして、何かご質問等、ありますでしょうか。よろしいですかね。

それでは、皆さんのが発言される際は、挙手の上、発言の前にお名前を言っていただきます。

それから、その前に、お手元のスイッチの、マイクのスイッチですね。これをオンにしてからお名前を言っていただいて、ご発言いただいて、発言後はマイクのスイッチをオフにするということでお願いします。よろしいでしょうかね。

それでは、本日の審議に入ります。本部会におきましては、主要課題の15から29までですね。を審議いたします。

本日は、そのうち半分、主題、主要課題の15から21までの福祉の分野を審議いたします。主要課題の22から29までの生涯健康分野につきましては、第2回の部会で。それから、去年と異なり、行財政運営につきましては、全体会で審議をするということになっております。よろしくお願いします。

本日の終了予定時刻は、これも前回と同じ午後8時半を予定しております。各説明者につきましては、説明の際の時間管理にご協力いただくよう、改めてお願い申し上げます。

進行方法は、担当部長による説明をまず最初にしていただき、それから、委員の皆さんからの質疑、これを2回に分けて行います。

それではまず、主要課題の15から18までにつきまして、関係の部長から説明します。説明を聞いていただく際は、資料第5号令和7年度戦略点検シートをご覧ください。では、関係

部長説明をお願いします。

○矢島地域包括ケア推進担当部長 着座のまま失礼いたします。地域包括ケア推進担当部長、矢島でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、まず、主要課題の15をご覧ください。地域共生社会を目指した包括的な支援体制の強化でございます。地域共生社会とは、制度、分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参加し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしを、暮らしと生きがい、地域と地域をともにつくっていく社会ということになります。

高齢化の中で、福祉ニーズも多様化、複雑化している状況において、担い手の不足や地縁、血縁といったつながりが弱まっている状況を踏まえまして、人と人、人と社会がつながり、支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められております。

令和3年4月の社会福祉法改正では、地域共生社会の実現に向けた具体的な手法として、重層的支援体制整備事業を規定されたところです。複雑化、複合化した課題や制度のはざまにあるニーズに対して、包括的な支援体制の強化を進めること、こちらが主要課題の15ということになります。

成果と課題というところでございます。ひきこもりにつきましては、調査を実施したところでございまして、支援情報を知らない方の割合が高く、関心のある区民の方が多いといったことが見えてきてございます。

また、ヤングケアラーにつきましては、連絡会や研修会を通じて、他機関が連携を強化してまいりました。今後、ヤングケアラーコーディネーターが中心となって、寄り添いながら支援が必要と考え、寄り添いながらの支援が必要と考えてございます。

包括的な支援体制は、会議の見える化やつなぐシートの整備を進め、重層の本格実施に向けた準備を実施してまいったところでございます。

また、4番、今後というところでございますけれども、包括的な支援体制の強化としての重層的支援体制整備事業につきましては、本年度から本格実施となりました。社会福祉法に規定される高齢、障害、子ども、生活困窮に関する予算を一元化するとともに、重層的支援会議などの多機関協働事業を開始してございます。

先般10月10日号の区報にも掲載させていただきましたが、文京つながる相談窓口として、相談者が持っている悩み事、悩み困り事を支援者が寄り添いながら一緒に考え、少しづつ解消していく様子をイメージしたロゴマークを作成し、各相談機関への掲出を開始させていただいてございます。まだご覧になってない方は工夫をまたは各窓口でご確認いただければ幸いでございます。

また、ヤングケアラーにつきましては、社会環境の変化に記載ございますけれども、6年6月に子ども・若者育成支援推進法が改正されてございます。この法改正によって、ヤングケアラー

が支援対象として明文化され、家族の介護や日常生活上の世話を過度に行う子ども・若者を支援対象とするとされ、18歳以上も含まれることなどが盛り込まれてございます。

昨年度まではヤングケアラー支援につきましては、区では、重層的支援体制の仕組みを見据えた体制、具体的には福祉政策課において、ヤングケアラー支援対策関係者連絡会や研修、ブックフェスタなどを実施してまいりましたが、今年度からは子ども家庭支援センターに移行し、要保護児童対策地域協議会を踏まえて、さらなる普及啓発、人材育成、連携強化を図り、重層とは必要に応じて連携する体制に移行してございます。

令和6年度から子ども家庭支援センターに配置されたヤングケアラーコーディネーターを中心となり、引き続き適切な支援につなげてまいります。

おめくりいただきまして、主要課題の16、在宅医療介護の介護連携の推進となります。

本区の高齢者は約4万4,000人、2040年には6万人、2060年には7万人になると推計されている中で、半数以上の方が自宅で終末期を迎えると考えている状況でございます。在宅での医療や介護を希望する方が希望するサービスを受けられるように、医療と介護の連携体制を強化していくことが必要となっております。

昨年度の事業の成果というところでございますが、看取りまでを見据えて、高齢者が在宅で安心して生活し続けることができるよう、令和6年10月に東京大学グローバルナーシングリサーチセンター、GNRCと連携協定を締結しました。GNRCと連携し、在宅医療介護連携事業を実施し、多職種の連携をさらに深めるとともに、区民の健康やケアに関する知識の技術の向上を図ってまいります。

また、多職種連携の取組を推進するため、在宅医療検討部会の下に設置したワーキンググループでは、2040年に向けた在宅医療・介護連携への共通の方向性、共通の方向性を踏まえた5年後の具体的目標等について意見を交わしました。

多職種ネットワークシステムMCSのユーザー登録は1,368人に増加しており、引き続き関係者に向け、周知・啓発に努めてまいります。

また、地域における在宅医療の機能の整備に向けて、地区医師会より推薦を受けた2医療機関が、在宅医療に積極的役割を担う医療機関として東京都から指定をされてございます。今後、当該医療機関と連携して、文京区における必要な在宅療養機能の確保及び充実に努めてまいります。

今後も区民に切れ目のない医療を確保するため、地域医療連携推進協議会や各部会においての検討を行ってまいります。また、東京大学高齢社会総合研究機構との連携協定の下に取りまとめた「文京区における24時間在宅ケアビジョン」の推進に向けて、多職種の顔の見える関係づくりを推進し、看取りまでを見据えた切れ目のない在宅医療体制の構築を目指してまいります。

おめくりいただきまして、主要課題の17番、認知症施策の推進でございます。

認知症高齢者の割合は、85歳から89歳で約4割、90歳以上で約6割ともされております。認知症は特別なことではなく、誰にでも発症する可能性があり、認知症になつても自分らしく暮

らし続けられる社会をつくり上げていく必要があります。

区は、認知症施策の先進自治体として、国や地方自治体の議員や職員から多くの視察を受けている状況であり、様々な施策を展開しているところです。

昨年度の成果といたしましては、「チームオレンジB u n k y o」サポーターによる認知症にやさしいまちづくりとして、認知症当事者、認知症サポーター、専門職らが協力し、地域の認知症カフェのうち4拠点で「チームオレンジ」として活動を開始しました。また、講演会、家族交流会、初期集中支援事業、診断後支援事業などを引き続き実施し、早期の気づきから受診後のフォローまで、切れ目のない適切な支援を実施しました。

認知症検診事業における物忘れ検診においては、本年度から、区内医師会の協力の下、指定医療機関での個別検診として実施しており、身近な地域の医療機関で、より気軽に受診しやすくなつたものと考えております。

また、検診対象年齢以外でも希望する区民にセルフチェックができるように拡充してございます。

今後の展開というところでございますが、令和6年12月に国の認知症施策推進基本計画、7年3月には、都の認知症施策推進計画が策定されております。区においても来年度、両計画を踏まえた認知症施策推進計画の策定作業を進めてまいります。

計画の策定に当たっては、現在実施している高齢者等実態調査のほか、認知症カフェなどで集めた当事者の声を反映するとともに、国が掲げる新しい認知症観の周知啓発や、認知症の早期発見及び早期支援、当事者の社会参加の促進など、さらなる施策の充実に努めてまいります。

最後でございます。18番の主要課題、フレイル予防及び介護予防・地域での支え合いの体制づくりの推進でございます。

フレイル、つまり加齢に伴う心身の衰えを予防し、栄養、運動、社会参加の三つの柱を中心に生活習慣を整え、フレイルの発症や悪化を防ぐこと、また、健康寿命を延伸することで、病気や介護が必要な期間を短くし、健康で自立した生活を送れる期間を長くし、ひいては持続可能な社会保障制度を支えていく取組ということになります。

これまでの状況でございますけれども、シニアのためのフィットネス教室については、昨年度新たに2か所登録し、10か所となってございます。社会福祉協議会に配置しました生活支援コーディネーターが住民主体の通いの場（かよい～の）を含めた地域の支え合い体制づくりを推進する活動を行い、介護予防の推進につながりました。

フレイルチェック参加者は411人となり増加傾向にございます。引き続き、住民にとって身近な場所で気軽にフレイル予防、介護予防に取り組むことができるよう、参加者のニーズを踏まえた取組を推進してまいります。

シルバー人材センターによる介護施設お助け隊の年間累積就業時間数が過去最大を更新するなど、高齢者の就業支援と介護基盤の安定に成果を上げています。

長寿ふれあい食堂は、都の東京長寿ふれあい食堂推進事業を利用した事業で、昨年度2か所に補助を実施しましたが、現在さらに2か所が増加し、4か所で開催されております。

4番の今後というところですけれども、ICTの活用による運動習慣の定着化といたしまして、現在「文京健康アプリふーみー」の配信を開始しております、高齢者にも使いやすいアプリとなっております。また、12月にはスマホでフレイル大作戦を開催するなど、一層のフレイル予防を推進してまいります。

また、シルバー人材センターでは今年度から、「チームオレンジお助け隊」として、認知症当事者会員と一般会員による就業活動を調整しており、高齢者の就業機会の拡充と、認知症施策の促進を同時に図ってまいります。

引き続き、高齢者のニーズや実態に応じた多様な展開を進め、元気高齢者が社会参画を通じて、生きがいを実感できるよう支援してまいります。

ご説明、以上でございます。

○辻会長 ありがとうございました。それでは、皆さんのはうからご質問、ご意見をお願いします。いかがでしょうか。

それでは石樵委員、お願いします。

○石樵委員 社会福祉協議会の石樵でございます。よろしくお願ひいたします。

主要課題15番です。15番にある重層的支援体制整備事業についてお尋ねいたします。今年度始まりましたこの重層ですけれども、私ども社協は地域づくり事業、一部受託させていただいて、連携しながら取り組んでいるところです。また、これに当たって区と協定を結んでいただきまして、これまでにも増して連携協力関係を進展させていただくことになりました。大変ありがとうございます。

また、現場の声として、重層の多機関協働事業ですけれども、社協も何回か事例を出させていただいて、検討の場に参加させていただいているんですけれども、実際の連携を通して担当者が互いに顔の見える関係を結びまして、事例について支援方針ですとか、それぞれの役割分担、協議でき得ることを、支援にとって大きな成果につながっていると実感しております。

また、これが支援者側の安心感に非常につながっております、関係機関同士の信頼関係の構築につながるものと、非常に現場の職員を見ていても感じているところです。

私どもから見た成果、効果というのはこのように感じているんですが、区から見て、この事業について区のこの事業の成果や効果をどのように捉えていらっしゃるのか、ぜひ教えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○辻会長 それでは、事務局、お願ひします。

○篠原福祉政策課長 福祉政策課長の篠原と申します。よろしくお願ひいたします。

重層的支援体制整備事業についてのご質問ありがとうございます。委員おっしゃるとおり、今年度から本格的に重層的支援体制整備事業が始まりまして、今現在で11例を数える事例を支援

会議の中で、全職員が一丸となって取り組んでいるところで、その中で当然、社協の職員さんも入っていただいているということで大変感謝しております。

この重層ですが、先ほど部長からも説明がございました10月10日の区報に、つながる相談窓口という設置をした旨の掲載をしまして、そこから区報を見て、本区にご連絡いただいた方もいらっしゃって、この窓口をきっかけに、より複合的な課題を抱えた方々の把握と、その解決の一助になる一つの重要な事業と考えております。

引き続き、我々、社協さんも含めた他機関が、分野横断的に連携をして課題解決型の支援や社会のつながりづくりを包括的に提供できる体制を整えつつ、地域資源を重ね合わせて予防的な支援や専門的な支援、さらに地域活動のつなぎ直しまで、切れ目ない支援につながっているものというふうに考えております。

引き続き区としては、これが形だけで終わらない、本当に真に相談される方々の支えになるような事業により進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○石樵委員 どうもありがとうございました。事例が、困難事例がたくさん提出されていると思うんですけども、情報を共有したり、それぞれの考え方を共有することで、誤解がなくなり、理解が進み非常にいい取組だなと思っております。よろしくお願ひいたします。

○辻会長 それでは、高岡委員お願いします。

○高岡委員 高岡です。今日はリアルタイムの字幕を整備していただいてどうもありがとうございます。質問が、今の10月10日の区報に、相談窓口のご案内が載ったということですけれども、どんな形のご案内ですか。つまり、重層的な問題がある方の相談というふうにお知らせしたのか、それともとにかく何でも相談を受けますよというお知らせなのか、相談を受ける中で、これはあっちにもこっちにも関係あるなということが、相談を受けた方が判断していくというような形でしょうか。

○辻会長 事務局お願いします。

○篠原福祉政策課長 福祉政策課長の篠原です。区報ですけれども、重層的支援体制整備事業というのは、区の関係者の中で使っている用語でございまして、一般区民の方々には、あくまで「つながる相談窓口」という言葉に一本化をして、困り事があればとにかく相談してくださいというニュアンスで配信をしております。当然、区の職員としては、各相談された方々からの受け止めを内部の中で共有しながら、やっていくというところになりますので、委員おっしゃるとおり、まずはご連絡くださいというニュアンスで、私どもは周知をしているところでございます。

○辻会長 いかがですか。

○高岡委員 とにかく、つながる相談窓口に連絡するわけですよね。電話をするというところに至るまでがね、ご本人も、周りの方も大変なところだと思うんですけども、私も身近な方が、聴覚障害を持っていて、ご家庭内の問題とかを見たり聞いたりしているのですけども、相談に行ったらどう、ということは僕、まだ言えないです。それで文京区の心のサポーター養成講座とい

うのが、ついこの間、10月10日に開かれて、私も研修を受けてきたんです。そこでコーチングとかいろいろ学んだんですけども、その学んでいるうちに、私の心のバランスが崩れてしまったということがあって、いろんな問題を抱えている人はあちこちにいて、それを近くにいる人も大変だなということを思って発言しました。

以上です。

○辻会長 ありがとうございます。それでは、そのほかいかがでしょうか。柴崎委員、お願ひします。

○柴崎委員 民生委員の柴崎です。16番の在宅医療のことでお伺いしたいです。

ここで、地域医療の推進ということで、医療と介護サービスを相互に利用できるというふうに書かれていますが、在宅医療の場合はそうですけれども、在宅で介護している人が病院に入院したときに、介護サービスが使えない状態だと思うんです。医療と介護が在宅である程度頑張って介護を受けながらやっている人が入院した途端に、看護に移ると、寝たきりの、寝たきりという言い方おかしいですけど、看護師さんの手が回らないので、寝た状態にさせられて悪くなつて帰る。体の状態です。内部の病気が治ったとしても、身体的な、全般的な動きが悪くなつて帰つてくるということをよく聞きますので、この在宅だけでなく、在宅から入院、入院からうちに帰つてくる。そこの間に、医療と介護をうまくつながるような整備ができるのかと思いました。これは私の気持ちだけです。何をしてくださいというわけじゃないんですけど、そういうことをどちらかにもっと上のほうにつなげていただければありがたいなと思ってお話ししました。よろしくお願ひします。

○辻会長 事務局いかがですか。

○鈴木地域包括ケア推進担当課長 ありがとうございます。地域包括ケア推進担当課長の鈴木と申します。今、委員がおっしゃったとおり、入院後、退院して在宅での生活が続くわけなんですけれども、おっしゃるとおり入院しているときは本当に寝たきりで、体を動かさないという状況が続きます。その後どうしたらいいかというところで、今、あんしん相談センターのほうでは、医療や介護とつなぐというところで、病院から例えば、相談を受けた後、その後ケアマネさんにどうつなげていけばいいかという窓口を行っておりまして、実際にそのまま、もっともっと悪くなつてしまったら、委員おっしゃるとおりだと思います。じゃあ、その後ケアマネさんが入って、どういった形で、在宅で少しずつよくなつていくか、また、本人が前向きに介護等に取り組めるかというところ、そこはかなり重要な問題というふうに捉えておりまして、あんしん相談センターのほうでも、どう取り組むかというところをいろいろ研究しながら進めているところではあります、こういうことを医療、病院、ケアマネさんからも、いろいろ相談が入っているところで、こちらとしても事例を集めて、皆様が地域で健康に暮らしていくように進めていきたいというふうに考えております。

○辻会長 よろしいですか。

○柴崎委員 分かりました。すぐには変わらないとは思いますが、できれば入院中のところに、介護の手が少し入れるような、そういうふうな動きがあるといいなと思いました。ありがとうございます。

○辻会長 ありがとうございます。

それでは、その他いかがでしょうか。

それでは、まだ、ご発言いただいていない方に、取りあえず、ご発言をお願いするということで、栗原委員、いかがですか。

○栗原委員 栗原です。よろしくお願ひします。

先ほど、横の、高岡委員が言ったことだったりとか、柴崎委員が言ったこととか、あと石樵さん、委員が言ったこととか、私も本当にそう思うので、疑問に思っていたこととかが、はっきり見えてくるようになりました。ごめんなさい。感想なんですけれども、私も母が重粒子腺がん治療という先端医療で、文京区にお世話になって、いろんな病院の機関にお世話になっているので、先ほど柴崎さんが言った、入院から家、本当に重要ですよね。体が動かなくなってしまったりとか、あと高岡さんが言っていたような、相談行くまでに負担ですよねとか、というのはリアルだと思いました。

以上です。

○辻会長 ありがとうございます。

それでは、牧野委員いかがですか。

○牧野委員 牧野美代子と申します。よろしくお願ひします。

私の母が98歳で熊本において、私もその母が介護認定を受けるときに、熊本の制度を利用して、そのときは熊本のほうでは、文京区にあるそのあんしん相談センターというのが多分当たると思うんですけど、熊本では「ささえりあ」という名前になっていて、その「ささえりあ」が、個別になっているんです。施設が。だから、訪問していくのに行きやすいというところがあってよかったですけど、今回、10月10日に文京区の広報が出されたときに、私ももう、もうじきあと2年ぐらいすると後期高齢者になりますので、自分のこととして捉えたんですけど、あんしん相談センターというのを、初めて私は知ったんです。なので、一般の方が、果たして知っているのかなという、名前自体も知っているのかなというのが疑問になったんですけども、私ぐらいの年齢の人たちというのは、介護認定を受けていない人たちがもう少し安心して相談に行けるという場所が、認知されるといいなというふうに思いました。

○辻会長 事務局いかがでしょうか。

○鈴木地域包括ケア推進担当課長 委員おっしゃるとおり、あんしん相談センターと文京区では呼んでいるのですが、これは地域によって全く違うんです。国は包括支援センターというふうに言っているのですが、包括支援センターと呼んでいる自治体というのは、なかなかないかなと思います。文京区も、どういう名前がいいかということを公募しまして、高齢者あんしん相談セン

ターになりましたが、気軽に何でも相談できるというところで、あんしん相談センター正在ってい るんですけど、委員おっしゃるとおり、介護の認定をされている方とされていない方では、かなり認知度が違うと思います。一度、介護認定された方は、一般的にあんしん相談センターというの は、こういうところにあるよと、圏域に一つずつあるよねというのは、分かっていると思うのですが、それまで全く健康で過ごしてきて、あとは65歳までずっと働いていらっしゃった方について は、そもそも何を相談するところなのかなとか、これは区役所に相談すべきものなんじやないか、というふうに思っていらっしゃる方が多いと思います。

それは、私が着任してからもすごく感じているところですので、若い段階から伝えたいとい うところがありまして、当事者の方もご家族、お子さんについても、ここに何か困ったら相談して ほしいというところは、我々の課題だと感じておりますので、機会を捉えて、このあんしん相談 センターというの文京区の包括支援センターなんだということは、引き続き周知してまいりた いと考えております。

○辻会長 事務局お願いします。

○瀬尾高齢福祉課長 周知方法なんですが、高齢福祉課長から回答いたします。

文京区では、高齢者のための福祉と保健のしおりという冊子を作っています、こちらについ ては、高齢者の方のサービスとか、ご利用いただけるイベントのこととか、いろんな団体のこと とかあります、その一番初めに高齢者あんしん相談センターという相談窓口をご説明してお ります。この冊子、いろいろ毎年作り直しているのですが、たしか、70歳の方の一定の年齢の 方には、全部一応郵送でお送りしております、なので、お引っ越しされたタイミングとかでも しかすると、お手元にないかもしれません、地域活動センターですとか、図書館ですとか、い ろんな区の施設に置いていますし、ぜひ、ご覧いただければと思います。

こういった形でしかなかなか区役所のことが示せないので、はい。それは、そうですね。周知 はこれからも努めていきたいと思っております。

○牧野委員 本当にそれをいただいたような気もしているのですけれど、中身を見ていなくて、 知らないというのが今、現状なんですけど。主人のほうはもう6歳も上なので、80歳に近くなる んですけれど、去年、脳梗塞になりますて、そういうところに相談したいなというのを思つ たりしたんですけど、どこに相談していいのか、主人自身は、自分で行けないわけで、私が行か なきゃいけないのに、こういう相談をしていいのかなというのが分からなかつたので、じゃあ、 そこに全部包括して書いてあるんですね。どういうことで相談していいかということを。

○瀬尾高齢福祉課長 先ほどもつながる窓口というお話をしましたので、どこでも行っていただ いて、そこでご案内できることはしますし、お話をそこでできればと思います。包括支援センタ ーのほうは、直接訪問もしていますので、まずはお電話いただいて、日にち決めて、職員が伺う ということもやっておりますので、ぜひご活用ください。

○辻会長 それでは、武長委員、いかがですか。

○武長委員 公募委員の武長です。今の牧野委員の質問とも絡むのかもしれませんけど、重層の話ですよね。もし違う窓口行っちゃっても、どこでも、中でつなげてくれるという話だと思ってますので、非常にいいかなと思って、さっき1件も走っているということで、だんだん、日々、始まってからケースも増えていっているようで、いいなと思っています。この1件なんですが、これはあれですかね。全くこれまで全序的にどこも把握していなくて、新しく重層の枠組みの中でスタートした案件と、こういう理解でいいですかね。

○篠原福祉政策課長 福祉政策課長の篠原です。一部には、以前から相談があったケースもありますが、複合的な課題があると発見されたという観点では、全て新規というふうに考えていただいてよろしいかと思います。

○武長委員 全く把握していなくて、新規で上がったのは、1件中何件ぐらいありましたか。

○篠原福祉政策課長 こちらは今、個別の部分になりますので、手元に資料はありませんけれども、私が少なくとも1件、全部目は通しておりますけども、その中でも半数以上がそうだったかなというふうに考えています。

○武長委員 ありがとうございます。さっき区報のほうを載っていたということで、新しくそっち側からの相談もあったということで、ホームページ見てみたんですが、ロゴマークと一緒に、相談窓口が載っていて拝見いたしました、こういうところから新しく相談が入ってくるのは非常にいいことかなと思っております。

あと、別的主要課題15のところなんですが、15の67番なんですけれども、多機能の居場所活動推進事業のところで、10年経過した居場所で、運営者の高齢化などが課題になったためということで、活動の継続に向けて協議、支援を行いましたというふうに書かれているんですが、地元で僕も生活しているので、10年前から、居場所のいろんな方たちも見知っているんですけども、やっぱり10年たつと、なかなかメンバーの入れ替わりとか、高齢化とかは多分、結構難しい問題もいろいろあると思うし、今後も生じてきそうだなというところも幾つか、頭にイメージできるようなところなんですけども、この辺り多分、文京区居場所では、多分、先進的な活動されているみたいな形で、いろんなところで紹介されていますが、多分、こういうふうに対応についても、恐らくケースの蓄積が今後いろんなところで役に立つような形になっていくのかと思いますけども、具体的に例えば、どういう課題が生じていて、そこに対してどういう予防的な対応も含めて、どんなことを、社協さん、社協さんですかね、福祉政策課ですか。把握していらっしゃると、今後どういう対応をしていこうと考えているのかというところ辺りをお伺いできればと思っております。よろしくお願ひします。

○辻会長 はい、事務局。

○篠原福祉政策課長 福祉政策課長の篠原です。ご質問ありがとうございます。居場所ですが、武長委員おっしゃったとおり、高齢化の波があって、私もたまたま「さきちゃんち」が立ち上がってから2か所、場所を移るまでを見てきたものですから、それも12、3年たっていますかね。

ということもあって、まず一つ高齢化というところは避けて通れないかなと思っております。

あとは、もう一つ、その志があったとしても、なかなか場所が見つからないという問題もあります。その部分は、区だけでなくもちろん社会福祉協議会の方々とも連携しながら、居場所の確保だとか、立ち上げたいという思いを形にするというのが我々区の役割でございますので、そういった立ち上げの補助金なんかも、あったかというふうに思いますので、そういう部分の中でやっていくということ。

あともう一つ、これは私の個人的な思いも含みますが、なるべくそういう思いを、なるべく形にできるようにさせていただくのが私たちの役目なのかなと思っておりまして、そういうお声なんかもきちんと聞きながら取り組んでいくことが、まず、肝要なのかなというふうに考えております。

以上で回答になったでしょうか。感覚的な表現で申し訳ありません。

○武長委員 ありがとうございます。立ち上げの点、確かにそういう支援も必要だなと思います。質問が、僕のほうの質問も悪かったかもしれませんけど、何で動いているところ、既に動いているところが、主要メンバーが具合悪くなっちゃったりとか、高齢化したりして、維持が難しくなっていくという状況が多分、今後、想像容易にできると思うんですけど、そういうものへの対応として、どんな施策とか、考えていたりとか、対応というのを、区レベルなのか、社協レベルなのか、分かりませんけども、イメージしていらっしゃるのかというところが、共有いただけたらありがたいなと、そういう質問でした。

○篠原福祉政策課長 今、現在、続けていらっしゃる方々の団体をどうするかという問題なんですが、ここはかなりオーダーメイドな形の伴走支援がそうなってくるのかなと思っています。それこそ社会福祉協議会さんが、地元にかなり根づいてくださっていますので、その方々を通じてのご支援ももちろんですけども、思いを引き継ぐ方がいないと、その団体そのものの継続はなかなか難しい部分があるのかなと思っています。

例えば、ある地区では、その立ち上げた団体さんがご高齢を踏まえて、もう団体そのものをもう閉じたいんだというところで、団体の名前は変わってしまいましたが、思いは引き継がれるというところで、今回、その事例が社会福祉協議会さんのほうでご協力いただいたというところもあるんですけど、そういう思いを引き継ぐという観点で、継続という形が、一つの解決策なのかなと思いますが、その方々が様々な現状をどう伴走していくかという部分は、なかなかこの説明だけではいかず、本当に伴走支援でやっていく必要があることが必要なのかなというふうに感じているところでございます。これまた感覚的な回答で申し訳ありませんけども、よろしくお願いします。

○辻会長 これは、事務局もさることながら、石樵委員にお伺いしたほうがいいかもしれませんね。答弁というわけじゃないんですけど、ぜひ感想をお願いします。

○石樵委員 社協の石樵です。ありがとうございます。今、武長委員がおっしゃったように、今

回、2か所で、担い手の交代といいますか、様々な事情で起こりました、この事業の継承に至つては、社協もいろいろ初めての経験なんです、ほぼ。なので、本当に模索で、次々起こってくる、想像を超えた課題が起こってきていて、それを一つ一つどうするか、福祉政策課と相談しながら解決してきました。今回のことを見直し、次の引継ぎがあったときに生かしていくように、振り返りをしているところです。

全般的に、ほかの居場所も含めてある課題としては、とにかく担い手が高齢化しているということ、じゃあ、次の世代が控えていてくれるかというと、地域がすごく変わってきていて、多くの方が遅くまでお仕事されていますし、文京区の住民の入れ替わりというものもありますので、なかなか地域活動に着地していただくということに非常に困難を感じています。地域住民といつても、いろんな方がいると思いますし、例えば、文京区ですと、学生が多いという非常にいい強みもありますので、あえてあらゆる人を担い手として、少し視野を広げて、どう地域に姿を見せてもらうか、そのことを今、社協も取り組んでいるところです。

ただ、今回、こんな課題をいろいろありながらも、驚くほど地域、本当に居場所の地域の方が、絶対に自分たちが潰さないという強い思いで、一人一人が重い役割を背負ってくださって、私たちもそこから非常に学びましたし、感動をいただいたところなんんですけど、そういう地域の力を信じながら、起きた課題にその都度、一生懸命対処していく。まずはそこからかなと思っています。

以上です。

○武長委員 篠原課長と石樵委員、ありがとうございました。マインドの点、確かにおっしゃるとおり引き継ぐというのは、すごく重要なことだと思います。あと、多分、文京区特有の問題なのかも分かりませんけど、文京区特有というか、文京区は特に大きいのかもしれませんけど、居場所の不動産ですよね。建物と物件どうするかという話とかというのは、頭痛いところなんだと思うんですけども、相続とかいろいろ発生したりすると、いろいろと問題も生じてきたりすることもあると思いますが、その辺り多分、専門職としては予防的な対応信託とかいろんな制度を使って、予防的に対応できるようなところとかもあったりすると思うので、早期に割といろんな専門職の知識等も活用して、予防的な体制というのを気づいていただけるといろいろいいこともあるんじゃないかなと思っておりますので、ご協力できることは個人的にもご協力、地域の皆さんのですべて、ご協力させていただきたいと思っていますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

以上です。

○辻会長 ありがとうございます。その他いかがでしょうか。どうぞ。

○高岡委員 先ほどのつながる窓口なんんですけども、多分、電話番号ですかね、載っているのは。そうすると聴覚障害者、それから難聴の方は電話ができないです。手話を使う方については、今、手話リンクというのがあって、QRコードで、ピッとやると、相手の手話の通訳のオペレー

ターが出て、役所なら役所のどこでも、どこにでも電話ができるシステムがある。今、官公庁とか各自治体で広がっているので、これはどこの課ということではなくて、企画政策部のほうでぜひ検討していただきて、区報なり、文京区のホームページに手話リンクのQRコードを張っておいてもらえば、どこにでもつながるのでぜひ検討していただきたいのと、私たち聴覚障害者の会員も高齢者が多くなって、スマホをまだ使えない人、ガラケーの人もいて、先々週土曜日にスマホの学習会を開いたんです。自分たちで。皆さん、もっと詳しく知りたいということで、2回目も開くことにしたのですけれども、文京区が令和7年度10月から高齢者のスマホ購入補助事業をはじめたのです。たしか令和6年度で終わったはずなんです。終わったはずですけれど、年度の途中で復活したのです。それはまだ、皆さん知らないと思うんですけども、必要な人がいるし、スマホの使い方を日常的に相談できる場所も必要なんです。

私の考えでは、今後の図書館の機能として、情報、ICT機器の使い方、パソコンのインターネットの見方というのを、情報と知識を提供する図書館がそういう機能をもって、図書館にあるパソコンでいろんな情報を集めてくださいとか、要約するにはこういうのを使えばいいですよとか、という図書館の新しい役割として必要じゃないかなと思っているのです。そうすると文京区は、10か所に図書館があるので、誰でも相談しやすいんじゃないかなと考えていたりします。

電話番号のことと、ICT機器の使い方を学ぶ場所の提供、それから、文京区にはカラーユニバーサルデザインガイドラインとかがあって、文京区が発するホームページとか冊子などについては、見えない人とか、見にくい人も含めて、読みやすい文章にして提供しなくちゃいけないというガイドラインがあるんです。

ですから、先ほどの福祉の、高齢者のための福祉と保健のしおりについても、厚い冊子は何でも載っているんでしょうけども、もう高齢者の方もアクセスしやすい工夫を、各表ごとにQRコードというのか要約をつけるのか、何か工夫をして、文京区の施策を全ての区民が理解する、使えるようにするというのが、重要になってきていると思いました。

以上です。

○辻会長 事務局いかがですか。

○篠原福祉政策課長 福祉政策課長の篠原です。広報に関するご意見、ありがとうございます。今、ホームページの区報のページを拝見しまして、確かに電話番号しか載っていないなく、QRコードが張ってあるんですけど、QRコードを張っている先もPDFのみで、ここは十分でないなというふうに感じましたので、これすぐに修正をさせていただいて、より分かりやすい形にできるように検討したいと思います。少しお時間をいただければと思います。

以上です。

○瀬尾高齢福祉課長 高齢福祉課長です。こちらのほうでスマホの補助をやっておりました。令和4年の10月から、令和6年度で終了をいたしました。そのときには、区の独自補助といいますか、区役所のほうで負担して、文京区が補助していたんです。今回、東京都のほうが新たに、

同じような事業を都全体で始めるということで、自治体に補助金が出ることになり、文京区も一度はやめましたが、東京都がやるということであるので、もう一度10月から始めたという、年度途中から始めたのはそういう理由になります。

一旦、文京区は実施していたので、この補助金が初めてスマホを持つ方と、一定の古いスマホを持っている方が対象になりますから、それほどご要望はないかなと思っていましたら、高岡委員おっしゃるように、実はまだ必要とされている方がいるということが分かりまして、東京都の補助がいつまで続くか分かりませんが、できるだけいろんなところで活用していただくようにお話ししていきたいと思っています。

文京区は、使い方の講習とかもやっておりますので、実は、派遣型といいまして、呼んでいただければ講師が行くこともできますので、コミュニケーションに障害がある方の場合は通訳の方とか、間を取り持つてもらう方が必要になりますが、ぜひそれも利用していただければと思っております。

区からの発行物、なかなか障害者の方への対応がまだまだですので、それはできることから必要なことはやっていきたいと思っています。引き続きよろしくお願ひします。

○辻会長 どうでしょうか。

○高岡委員 文京区は、認知症のための検査を5年おきに受けられることになっておるんですが、聴覚障害の方は、ほとんど受けていない。何でかというと、通知が紙なんですよね。文字で書いてあるので、文京区からいつも来る文書の紙は捨てちゃうんです。ですから、自分に関係ある重要なことでも知らない方が多いんです。ですから、そういう重要な文書については、手話でも分かるようにリンクを作るとか、何らかの手立てを工夫してほしいと思います。

私たちの周りにも、70代終わり、80代になった、戦争を知っている方もいるぐらいの人が結構いらっしゃるんです。ぜひ、区のいろんなサービスにつながるようにご配慮をお願いしたいと思います。

以上です。

○辻会長 重要なご指摘ありがとうございます。

それでは、その他いかがでしょうか。白土委員、いかがですか。

○白土委員 ありません。

○辻会長 ほか、どうでしょう。

じゃあ、私のほうから、事業としては一番最後の18ですかね。フレイル予防のところで、これに関連して二つあります、これはもしかすると次回のほうがいいかもしれません、ここに、56ページに、健康寿命と自立期間の推移、示しています。これは単純にここにある事業の成果として考えるわけではないんですが、文京区の中で、もう少し長い期間で見ると、この健康寿命と自立期間の推移について、何か、興味深い動きをしているのか、今のところは普通の世間と同じような動きしかしていないのか、何か、動きに何か、変化がありましたら教えてほ

しいというのが一つです。

それから、もう一つは、これは文京区というか、厚労省も僕はいけないと思うんですが、これフレイル予防という言い方で、前からにわかに、この言葉を使いたがるんですよね。確かに、福祉最前線の人は、毎年じゃないんですけど、毎年少しづつ新しい片仮名が出てきて、今までの埋められてこなかった福祉の施策が埋められていくというのは、ある意味では、その対応が見えるのでいいのかもしれません、特に福祉が専門じゃないと、どんどん片仮名が増えていくんですよね。あるときはもう、今度は極端に片仮名を使わず漢字だけで勝負したと思ったら、その籠が外れるとヤングケアラーぐらいはまだ大丈夫だったんですが、フレイル予防になってくるとなかなかあれで、しかも福祉関係の会議だと、何かこれ知らないというと、何か不勉強だと言われかねないような感じもあって、もともとどうなのかなこれ、片仮名でここまで連発して、概念を出さなきやならないのか、どうなのかというのを考えます。

今日、委員の皆さんからご指摘がありましたが、地域包括ケアセンターもそのとおりで、確かにもう非常に、これ漢字でごと作ったんで、この名称にしたんですが、各地域でそれぞれ微妙にその窓口で扱っている案件も違ったりするので、名称も違うということで、それぞれ市町県名も出ているんですけど、逆に熊本と東京といいますか、大体親と違うところに住んでいて、両方を経験する人が多いからというところからすると、あれ、何でこの名前がこうなのかというのは、微妙に心配になると。こうなると何か、片仮名の難しい名前でも、漢字の難しい名前でも、統一していたほうがまだ分かりやすいかなという気もするし、その辺のところ、ざっくばらんに事務局としてはどうお考えなのか、お聞かせいただけたらと思います。

○瀬尾高齢福祉課長 私も福祉がそんなに長いわけじゃないので、この片仮名が多いというのは感じました、確かに。ですから、ただ、もともと厚労省が、例えば、ケアマネジャーについても、介護支援専門員が正式ですし、特別養護老人ホームとともに、結構、特養、特養みたいに短くしたりとか、あとは、そうですね、先ほど先生おっしゃったような地域包括支援センターという名称も、結局高齢者の方には分かりにくいだろうということで、各自治体が工夫した結果が、愛称をつけて、それがばらばらになってしまったという流れは全国的にございました。

ただ、その一旦つけてしまった名称ですが、それで地域としては頑張って周知していこうというところもございまして、フレイル予防に関しましては、東京大学の先生が厚労省ともつながっていらっしゃることもあって、お膝元の文京区で、フレイルの予防ということを知らしめていこうという、もう、やっていくぞという感じだったんです。そもそも、片仮名を使うということは、今までの日本語の概念になかったものを分かりやすい短い言葉で示そうとしたときに、このフレイルという言葉をお作りになったそうです。なので文京区で、何ですか、この意見、区民調査をしたときに、割とフレイルについては、CMとかでも使っているかもしれません、大分認知度上がってまいりました。なので、またこの言葉を別にするのはちょっとなと思っていまして、文京区としては、言葉は使っていきたいなと思っているところです。

○辻会長 ありがとうございます。

それでは、石樵委員、ご発言ですね。よろしくお願ひします。

○石樵委員 社協の石樵です。医療と介護の連携のところで、16番でしょうか。東大のG N R Cについて、質問させてください。この東大G N R Cですけれども、目白台地域に開設するに当たっては、社協も地域住民の方との意見交換の場のアシスト等させていただきました。非常に、他機関、多職種の連携等、いろんな期待が地域の方もしていると思うんですけど、今後、このG N R Cと、地域の住民の方と、どんなふうに関わっていくかとか、どんなふうに地域に開かれていくのかということと、それについて区がどんなふうに関わってくださるのか、その辺りを教えていただければと思います。

○辻会長 事務局お願ひします。

○鈴木地域包括ケア推進担当課長 G N R Cについてのお尋ねなんですが、まずG N R Cというものが、東京大学グローバルナーシングリサーチセンターというところで、看護ですとか、公衆衛生の研究、実践を通じて、世界のヘルスケア向上を目指す東京大学大学院医学系研究科附属の研究機関というところで、昨年、協定を結びまして今年度、目白台にオープンラボが開設されたというところになります。オープンラボというのは、幸せ社会の実現を目指して地域と大学がつながる新たな場とうたっておりますが、具体的には今年度から区の委託事業を行っております、平日の暮らしの保健室ですとか、区民のケア力向上の講座、あとは見取りのリスクプログラムを行っております。区民の方とのつながりというところで言いますと、平日の11時から14時、暮らしの保健室で気軽に健康ですとか生活等についてのお悩みを、年齢関係なく相談できる場所として、開放しております。

ただ、こちらについては、今のところ東大G N R Cというのは、東大の何なのというところでいらっしゃるという方が、今はまだ多いかなというような現状がございます。

現在、月1から2回、ミニ講話をを行うケアカフェを開始したところです。東大G N R Cオープンラボは、どんな世代の方でも悩みの相談ができ、看護の専門の方がいらっしゃる。そこがさらにつながる場所になる、というところを目指している場所になります。

また、区民のケア力の講座というものについては、もともと定員が15名だったところなんですが、50名以上の応募がございましたので、急遽定員を2倍に増員して行っているところでございます。ケア力の向上というところですので、実践的な内容も多くあります、例えば、片側が麻痺されている方のケアの方法ですとか、とろみ食の作り方、避難所の段ボールのトイレの作り方など、使えるケアの力につながるというふうに考えております。

また、この講座については、実践する際に二人1組でケアしますので、私もやってみたんですが、とろみ食というのは実際食べてみると、あまりおいしくないよねとか、こうしたらおいしいよねというところも含めて、ケアされる側の気持ちを学べるというところで、いい講座ではないかというふうに考えております。

最後に、看取りリスクプログラムというのは、他職種連携というところで、看護と介護職で看護の方が介護職、介護職の方が看護に研修を行うというような連携のプログラムになっております。

研修後には他職種への訪問研修等を行います。介護と看護の連携は、顔の見える関係がつくられないと、先ほどございましたが、自宅で健康に暮らすというところにもつながっていかないかなと思いますので、東大G N R Cをつながる場、後は文京区全体のケア力の向上というところも含めて、今後も事業を展開していきたいというふうに考えているところでございます。

○石樵委員 ありがとうございます。非常に地元の方と東大のG N R C、本当に待望のというか、期待して待っていた施設ですので、今後ともぜひ、地域住民と交流を深めて、広げていただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

○辻会長 はい、どうぞ。

○高岡委員 高岡です。高齢福祉課のほうで、補聴器の購入助成事業を始めていただいているのですが、私の住んでいる根津とか、向丘の地域の高齢者の方々とお付き合いしているんですが、お一人が購入補助で補聴器をつけて、とても聞こえるようになったということで、とても元気になられて、あちこちの会合に行くようになったという方がいらっしゃいます。

それから、もう一人の方は、補助が最初にできた頃に購入したので、もうすぐ5年になるので、再申請できるので、相談してみるわとか、自分が買った両方の補聴器のうち片方を落としちゃったので、片耳なので、申請してみようかなとかいう、結構たくさんいらっしゃいます。

それで、私も購入、どういうものを購入したらいいかという相談を受けるんですけども、個々に状況が違うので、私では答えられないで、耳鼻科の先生とか、補聴器店をご紹介するんですけども、実は、文京区の中には、認定補聴器店というのがないのです。皆さんには、豊島区ですか、千代田区ですか、そういう周辺のところのお店に行ってています。そうしたこともあるって、購入補助した後の相談、購入を相談するところというのを、もうちょっと利用機関とか、地域包括支援センターとかで、丁寧に受けていただきたいなと思いました。

以上です。

○辻会長 では、事務局お願いします。

○瀬尾高齢福祉課長 文京区の認定補聴器の技術士がいらっしゃるお店は1店舗ありますて、ただ、1店舗しかないので、なかなか文京区内でというのは難しいとは思っております。

文京区が交通の便がいいので、新宿とか、上野のほうに、台東区の方にはあるようなので、そちらで聞いていただいているような状態です。

精密機械に当たりますので、なかなかその専門の方がいないと、アドバイスというのは難しいと思っておりまして、あんしん相談センターも専門職がいるんですが、医療に関しては、耳鼻科に関した専門職の方がいないところもありますので、なので、できれば医師会ですか、そういうお医者様とのつながりをご紹介していきたいと思っています。

ご利用ありがとうございます。まだ、使っていらっしゃらない方がいらっしゃったら、どんどんお話、ご案内していただければなと思います。

○辻会長 よろしいですか。

それでは、大体、時刻、目安の時刻となりましたので、次の主要課題19から21に入りたいと思います。関係の部長、説明をお願いします。

○鈴木福祉部長 それでは、福祉部長よりご説明申し上げます。57ページの主要課題19番、高齢者等の居住安定の支援です。こちらの課題に対しましてはそちらに記載のあります文京すまいるプロジェクトの推進をもって取り組んでいるところです。

同じく57ページにあります3番、成果や課題について説明いたします。

すまいる住宅の登録における耐震基準要件を変更したことで、登録住宅数、入居件数とも増加いたしました。入居資格認定手続につきましても、電子申請を導入しましたので、認定者数が増加しているところです。7年度からは、家主謝礼における設備加算部分の項目及び金額を見直しております。またあわせてすみかえサポート事業では、助成の対象となる民間保険会社の範囲を拡大しております。こちら民間と賃貸住宅のほうの契約する際には、この保証会社を付することが最近多くなっておりますので、そこが今までの指定していた保証会社の範囲を広くしたという意味合いになってございます。

58ページにお進みください。4番目の今後、どのように進めていくか、今後の展開の部分です。

すまいる住宅登録事業とすみかえサポート事業の令和7年4月の改正を踏まえまして、文京すまいるプロジェクトを関係団体等と連携して、より一層周知して利用促進することで、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、居住支援を推進してまいります。

続きまして、9ページ主要課題20、高齢者の見守りと権利擁護です。こちら59ページに記載してありますように、地域で見守りを行うハートフルネットワーク事業、また高齢者の総合相談窓口として先ほど来お話しの出ています地域包括支援センター、通称；高齢者あんしん相談センターの充実、また、一人暮らし高齢者等に対する緊急連絡カードの設置、機器を活用した高齢者等の見守りあんしん事業、認知機能が低下した方に対しては、成年後見制度の利用支援事業、また、身寄りのない高齢者に対する文京ユアストーリーを実施しております。

60ページにお進みください。これらの取組による成果や課題についてです。

60ページの3番になります。

初めに、地域の見守り支え合いの体制強化では、ハートフルネットワークについては、協力機関数が堅調に推移しており、連絡会などで事例共有等を行い、連携を図り、見守り体制の着実な強化につながっております。高齢者あんしん相談センターが行っております高齢者見守り相談窓口事業においては、生活実態を把握し、早期発見、早期対応につながっています。また、見守りあんしん電話事業を実施することによりまして、効率化の防止や、不安解消につなげております。

このほかにも加えて、IoTによる感知機能を活用した見守り電球事業や扉センサー事業、こちらによりまして、制度の充実を図っております。

複合化、複雑化した課題を抱える世帯も、これらの利用者の方には見受けられるため、分野横断的な支援の在り方についても今後、検討が必要と考えております。

続きまして、高齢者の権利擁護の推進です。

こちらの成果・課題につきましては、成年後見制度の利用促進を図る中核機関という名称のものを社会福祉協議会に委託して設置しております。そこにおいて、専門職による助言、関係機関との協力、連携強化を図る会議を運営しております。これらの取組によりまして、令和6年度には、権利擁護入門講座を開催するほか、市民後見人養成に向けた講座を7年度から行うこといたしております。

61ページにお進みください。61ページの4番、今後の展開についてご説明いたします。

見守りにつきましては、顔の見える関係を築きながら、一層のネットワーク強化を図ってまいります。高齢者あんしん相談センターが行う高齢者見守り相談窓口事業では、今後も分野横断的な支援方策を実施してまいります。

市民後見人養成については、令和7年度に基礎研修、8年度に実践研修を開催し、9年度の受任を目指して実施してまいります。

私からの説明は以上です。

○矢島地域包括ケア推進担当部長 地域包括ケア推進担当部長でございます。続きまして21番、介護サービス基盤の充実でございます。

今後も高齢者人口の増加が想定される中で、介護保険制度を安定的に運営していくためには、様々課題ございますけれども、こちら、主要課題として挙げているものが大きく2点でございます。文京区の地域特性として、非常に地価が高いという状況があり、事業所の整備が進みにくい、また、代替施設の確保が難しいことから、老朽化した施設の改修にも負担が大きいということがあります。

また、もう一点が全国的な課題でもございますけれども、介護従事者の確保・定着、こちらが課題であるという2点でございます。

まず、施設整備改修の状況ということでございます。小日向二丁目国有地に開設する特別養護老人ホームにつきましては、一昨年度整備事業者を選定いたしまして、着実に計画を推進しているところでございます。また、本年度、本郷六丁目介護予防拠点跡地において、看護小規模多機能型居宅介護施設の整備事業者を決定をいたしまして、また、白山四丁目国有地における認知症グループホーム及び小規模多機能型居宅介護整備事業については、現在、事業者の選定を行っているところでございます。

また、旧区立特別養護老人ホームですけれども、こちら文京白山の郷につきましては、昨年度入居者に他の施設に移転をいただき、大規模改修を進めているところとなってございます。

引き続き、高齢者介護保険事業計画に示した整備方針を踏まえまして、公有地等の活用により、民間事業者による施設整備を進めるほか、既存施設、設備の機能の回復を図ってまいります。

次に、介護従事者の確保・定着につきましての状況ということです。東京都の取組等と合わせまして、区独自の取組としては、介護職員の居住に係る補助、それから各種研修等の補助、A T A介護福祉士候補者受入事業補助、若年向けの啓発冊子や、介護啓発番組の配信、介護従事に係る入門的研修や実務能力向上研修等様々な支援を継続的に行ってございます。介護人材の確保や定着の支援ということで実施をしてございます。

また、令和6年度からは、介護支援専門員等研修費用や奨学金の返済に係る支援を開始してございます。また7年度、今年度から、研修費用補助の拡充、それから介護施設従事職員住宅費補助の補助要件から補助機関の拡充を行ってございます。

介護従事者の支援は、重要な課題であると認識してございまして、今年度、事業者支援担当課長を配置をしてございます。

また、居宅介護支援事業所、ケアマネジャーです。その他介護事業所におけるケアプランデータ連携システムの導入、それから活用支援事業というのを9月補正予算に計上させていただいたところでございまして、事業の効率化、事務の効率化とケアの質の向上につなげてまいりたいと考えてございます。

今後とも様々な施策を展開し、介護基盤の充実に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○辻会長 それでは、皆さんのはうからご質問、ご意見をお願いします。いかがでしょうか。

それでは、柴崎委員、お願いします。

○柴崎委員 20番の高齢者の見守りと権利擁護のところで、権利擁護、成年後見制度はとても大事なものだということは、よく分かっておりますが、ご高齢のお一人暮らしの方で、ほとんど身寄りのない方が、認知症の気が強くなってきて、この方には成年後見をつけたほうがいいんじゃないかなと思うときがあるんです。そういうときに、高齢者あんしん相談センターには、認知症が進んでいるようですから、様子を見てくださいとお話はしますが、その方が成年後見をしていただけるのかどうかを、どこで判断していただけるのかなど、その辺が疑問なので、もし分かったら教えてください。

○辻会長 じゃあ、事務局お願いします。

○瀬尾高齢福祉課長 高齢者あんしん相談センターですとか、民生委員の皆様とか、あとは地域の方々からも、この方が心配ですとお声が入ってきた場合に、成年後見をつけるかどうかというのは、本当は4親等以内の親族が申し立てるものなんですけれども、身寄りがない場合には区長申立てということで、区長が裁判所に申し立てことになりますので、その担当をしているのは高齢福祉課です。でも、何ですか、いろいろその方のご親族を探したりですとか、その方にも接触を取っていくことになりますので、心配だからといってすぐというわけにはいかず、ほかに策

がないかとか、あとはご本人が緊急でどうなのかというところも踏まえて、手續を取ることになっております。

一度つてしまふと、変更できないという重要なものもありますので、そこは慎重にやっているところです。

○柴崎委員 ありがとうございます。そうしたら私たち民生委員は、そういう方を見つけたら、包括か高齢福祉課のほうにおつなぎすればいいということで、考えてよろしいでしょうか。

○瀬尾高齢福祉課長 心配なうちからということで、お知らせいただくと、訪問したりとか、そういういた見守りもやってますので、ぜひ、と思います。

○柴崎委員 ありがとうございました。

○辻会長 その他いかがでしょうか。高岡委員。

○高岡委員 私は、根津に住んでおりまして、近くにシルバーピアという住宅があります。たしか、根津清水マンションだったかな。そこの1階、2階がシルバーピアなんですけども、区が所有している部屋が、この上のほうに何か所かあるんです。そこが今度売却されるというんですけれども、あのシルバーピアに住んでいる高齢者が集まる集会室とかあるんですか。つまり、よく見ますけれど、隣の公園にお年寄りがそこに集まって、話したりしているんですけども、お年寄りがゆっくりと地域の方とも交流できる集会室があればいいなと思っていたんです。だから売却するなら一つ残して、集会室にしたらどうかなと思ったらしたんです。つまり、地域の高齢者がなかなか隣近所の付き合いもない、つながりがないと言ったところをどういうふうに解決するかというのは、大きな問題だと思うんです。一人暮らしの高齢者の様子が分からぬ。孤独死されるという方も私も実際に、知っていますし、なかなか民生委員の方ですとか、非常に地域のつながりが大事だなと思いました。

ちなみに私は、町会に入っていないんです。町会に入ろうとすると、町会の方だったかな、役員だったか、3人以上の紹介が必要だと言われて、町会に今入れないんですけども、そういう孤立した高齢者をどうするかというのが大きな問題だと思っています。

以上です。

○辻会長 事務局、お願ひします。

○篠原福祉政策課長 福祉政策課長の篠原です。シルバーピアのことですけども、根津のシルバーピアにも、ほかのシルバーピアと同様、集会室がありまして、お住まいの方が集まるようなスペースは確保しております。また、それとは別に、ライフサポートアドバイザーという方が、毎日来ていただいて、午前中か午後かどちらかだけですけども、定期的にご訪問することで、コミュニケーションを取りつつ、集会室を併設しておりますので、その中でうまくやっているかなというところは思います。ですが、どうしても一人と感じいらっしゃる方もいるかと思います。そういう部分については、ライフサポートアドバイザーからのご報告も受けながら、区として適切にサポートしていければというふうに考えているところでございます。

○瀬尾高齢福祉課長 高齢福祉課長です。高岡委員おっしゃるように、孤立化という問題は、日本全体にこれからすごい重要な問題になってくると思います。区のほうでもいろいろ居場所づくりですか、仲間づくりですか、長寿ふれあい食堂という形でもやっていますが、確かに毎日ではないので、いろんなところにつながりをつくっていただくというのはぜひ、皆さんにも考えてもらいたいと思ってます。

中には、女性のほうは比較的これ性別で分けちゃいけないんですが、割とつながりがあったり、お友達がいたりという方は多いんですけど、男性の方のほうが、お仕事辞めてからなかなか社会とのつながりが切れてしまってという方も多いですけど、そういう方はなかなか個別に訪問しても、大丈夫だからと言われてしまったりして、なかなか、接点も取りにくいということもございまして、そうなると区役所直接というよりも、地域の方ですとか、お隣の方とか、本当に近くの方とつながっていただくというのは非常に大事だと思っていますので、そういった何ですかね、地域づくりができるように進めていきたいと思っております。

なので、いろいろご心配な方いたら、ご紹介いただければ訪問もしますし、もし区役所が関わらなくてもいろんなイベントとか、そういったものでも一緒に参加していただければなと思っております。

○辻会長 ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

じゃあ、牧野委員お願ひします。

○牧野委員 牧野です。言葉の質問で申し訳ないんですけど、59ページの高齢者の見守りと権利擁護の中のIOTとありますけど、地域見守り支え合いの体制強化というところの文章の中に、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を維持、継続できるよう地域での見守りネットワークに加え、IOTによるという、IOTというのは何でしょうか。

○辻会長 事務局、お願ひします。

○瀬尾高齢福祉課長 一般的にまず、使われているからですけど、機械のIT化といいますか、Internet of Thingsの略称でIOTという表現をしていまして、結局は新しい機器を使って見守りですか介護事業にも生かしていくこうということで、別にIOT自体は介護とか福祉に限った言葉ではないです。すみません。説明が。

○辻会長 よろしいですか。

その他いかがでしょうか。では、武長委員、お願ひします。

○武長委員 先ほども、武長です。柴崎委員の成年後見の質問に乗っかる感じなんですけれども、親族の方調査してもいないか、身寄りのない方だと、いわゆる首長申立て、区長申立てのほうで手続を進めていくということになると思うんですけど、高齢福祉課が所管している案件でよしと、これは関係者で、皆で会議して首長申立てでいこうとなつてから、実際申立てまで行くまで、期間はどのくらいとかというデータありますかね。

○瀬尾高齢福祉課長 これもケース・バイ・ケースですが、どこからでしょうね。結局、成年後

見が必要な方という判断をしてから、区の中でも協議しますので、それから書類とかを集め始めるということになります。最近、緊迫した状態ですね、ご本人があまり状態がよくなくて、一刻も早く成年後見人ということになると、提出してから結構、裁判所もすぐに回答いただけるケースもあって、早いのだと1ヶ月たっていない、と思います。全部見ているわけではないので、はい。早いものだと、ということです。でもそれは、先生の方が詳しいかも知れません。

○武長委員 1ヶ月たつと、申立てをしてから審判が出るまで1ヶ月ぐらいということです。

○瀬尾高齢福祉課長 そういうことか。1ヶ月かかっていないケースがありました。

○武長委員 僕が聞きたいのは、質問が今日、下手なのかな。申立書の中で作って裁判所に提出するまでの期間がどのくらいかかるかなという話。

○瀬尾高齢福祉課長 戸籍などを取ったりしなくてはいけないので、その方の本籍地が文京区とは限りませんので、そういったところで自治体によっては、その書類が集まるまでに時間がかかるケースはございます。なので、でも平均してどれぐらいというのは、今は、分からないです。

○武長委員 ありがとうございます。割と首長申立てのケースに回るまでと、あと回ってから、申立てをするまでの期間が結構長期化するというのは割と一般的、文京区だけではなくて、もちろん調査とか必要だし、手続も必要なので、それなりに多分時間がかかるんだとは思うんですけど、割と一般的には問題にはなっていたりするところだとは思っています。

もう一つ質問変えるんですけど、高齢のケースは、首長申立て所管は高齢福祉課だと思うんですけど、知的障害や精神障害の方の所管というのはどこですかね、申立てをする場合。

○瀬尾高齢福祉課長 担当としては、障害福祉課にあります。

○武長委員 知的障害も精神障害も障害福祉課ですか。

○瀬尾高齢福祉課長 精神障害は確認をしないといけないんですけども、保健所のほうでの対応になります。

○武長委員 分かりました。ありがとうございます。何か、昔思っていたんですけど、結構、後見の申立てのほう、僕も仕事柄、申立書を作って、裁判所とやり取りして、調査して書類作って、裁判所とやり取りしてみたいな、調査の日程とか調整したりとか、鑑定に入るとか、また、いろいろ大変だったりするんですけど、結構、やることが専門的だと思うんですよね。区役所の職員さんは、僕なんか仕事でね、そればっかりやっているわけだから簡単なわけですが、区役所の方だと、異動とかもあったりするから、申立ては専門性高いところに新しい方とか入っていろいろ調査とかやったりすると、それなりにそういうところでの時間がかかったりとか、ということも、非効率になったりとかするというところもあるんじゃないかなと思っていて、むしろ何か、申立てを高齢とか、知的とか、精神とかで分けて、何か、部署ごとにやらなくても、申立ての担当の部署みたいなものつくっちゃってもいいんじゃないかな、所管を集めちゃってもいいんじゃないかなと。そうしたらある程度、中で異動とかあっても、担当で残る人が残っていたりして、スキルが継承できたりとかそういうこともあったりするんじゃないかなと、昔思ったりしたので、

今、言ってみています。

以上です。

○辻会長 事務局。

○鈴木福祉部長 福祉部長です。福祉事務所が設置するところになりますので、それぞれの法律か、持っている部署、知的障害者のほうであれば福祉士がいる場所とか。高齢者だと老人福祉指導主事がいる場所というような形で、法をつかさどるところで分けているところもあるので、1か所にまとめてしまうというところが、なかなか福祉事務所機能としては、うちの場合は、大福祉事務所制といいまして、課ごとに取っているところがあるので、難しいところはあります。ただ、ご懸念されているようすでけれども、結構、もう、高齢が一番すごく数が多くて、数的にももう、本当に毎月のように話は来ますので、不慣れだから遅れるというような事象は文京区の場合はないかなと。ほかの部署で、多分生じた場合には、恐らくみんな、高齢福祉課に聞きながら、どういうふうにしたら早く進められるかということを相談しながら、そこは横の連携を取って進められればと思いますので、集約化というのは今のところは検討してないところです。

○武長委員 分かりました。

○辻会長 よろしいですかね。そのほかいかがでしょうか。

栗原委員、何かありますか。

○栗原委員 栗原です。そうですね。特に聞いていて不動産の関係周りで、結構法律が変わったりとか、不動産の確保とかですかね、結構変わっていたりとかする、プラスの面です。プラスの面で変わっていたりとかするので、ぜひ安心してほしいなと、国にも伝わっているんだなというのが感じられるのと、あと、そうですね、認知が大切だなって思いましたね。広めること、本当に知らないこと、さっきも I o T という言葉が分からぬ。私も、最近までフレイルという言葉が分からなかつたので、知るということを、若い人、私30代ですけど、10代、20代、30代、40代、こちら辺が絶対的に福祉に関しては、関わらなきやいけないとか、積極性を持ってやらなきやいけないと、そう思いました。

感想なんですかね、以上です。

○辻会長 事務局のほうから何か、ありますか。

○篠原福祉政策課長 福祉政策課の篠原と申します。今、いただいた、少し不動産ということがあったので触れておきますが、少なくとも区内のそういう困り事がある方々の住居に関しては、文京区の中で居住支援協議会という会議体がありまして、その中で、不動産のオーナーさんとか、社会福祉法人だとか、社協さんにも入っていただいていますけど、団体と交えて、どういう形で文京区の住居の中で、支援できるかということを協議しています。

不動産の法律とは直接関係ないんですけども、これまでまいりの住宅というその確保するためのオーナーさんがご厚意で、その方々のために部屋を提供するという部分についても、前は旧耐震物件は対象外にしていたんです。この部分を協議会の中で検討しまして、旧耐震物件も拡大し

ていきましょうというところで、住まいの確保しているところです。

文京区のすまいる住宅ではかなり先進的な取組でありまして、ほかの自治体でこういった不動産会社さんやオーナーさんのご理解を得ながら、住居の確保しているという自治体がまだ、さほど多くなくて、やっと国や都がそれに追いついてきているかなという感じを現場の感覚として持っています。そういう形で、我々としても国の動きや都の動き、文京区の中でできることを考えながら、そういう部分についても、しっかりと取り組んでまいりたいなというところで、よろしくお願ひいたします。

○栗原委員 よろしいですか。ありがとうございます。本当に文京区全体で考えたときに、私の田舎なんていうのは、ドクターヴィレッジみたいな感じになっていたりとかするんですけれども、ほかの区に比べて、私は、文京区、結構先進的だと思います。住むところとか、あと福祉に関して、医療に関して、ものすごく力を入れているなと感じているので、そこは感謝したいと思います。ありがとうございます。

○辻会長 では、牧野委員ですかね。

○牧野委員 牧野です。今の不動産の関係と被るんですけど、ここに、19番に書いてありますように高齢者の方が誰でもそういう住居がなかつたりして、借りようとした場合に、借りることができるようにその居住支援協議会というのがあるわけですね。それを聞いて本当にすごいなと今、思ったんですけど、以前の私の認識だと、高齢者の方は何歳以上でしたかね。貸してくれない。何かバックアップしてくれる人がいないと貸してくれないと、そういう状況になっていて、私も若いときに、高齢者になったときに、自分が住むところは自分の不動産として持つていいきやいけないというような、そういう認識があったんですけど、今はそういうことも支援してくださるんですね。という方向なんですね。

○辻会長 事務局、お願ひします。

○篠原福祉政策課長 福祉政策課長の篠原です。まさに委員おっしゃったとおりでして、今、高齢者や障害をお持ちの方ですと、不動産会社が仲介しても、保証会社が貸してくれないと、保証してくれないというケースがあります。そこに対して、居住支援協議会を通じて、そういう方々でも比較的借りやすくできるような仕組みを整えた上で、それで保証会社さんの方にご協力ををお願いして、審査を少しハードル下げていただいて、住みやすくするというところをしています。先ほど言ったすまいる住宅という取組は、必ず、

月1回ベースで先ほど言ったライフサポートアドバイザーさんがご訪問してくださるようになっています。それとまた別に、見守り連携といいまして、先ほどのIOTにも関係しますけども、電球をただつけるだけで、その中に通信機能があって、24時間以上、電気のつけ消しがなかつたときには、自動的に警報がいく仕組みを整えています。

そういう形で、むしろオーナーさんは、長期間借り続けられる方よりも、そういう方々に対して区がしっかりとサポートするというところを、安心材料として捉えていただいて、それで確

保につなげていきたいなというところで、実は、この周知がまだ十分できていなくて、先ほどの周知の課題にもつながるんですけど、しっかりとオーナーさんにもご理解いただきながら、取り組んでまいりたいというところでございます。

○牧野委員 では、そういう住居を借りたいといった場合は、この最初に居住支援協議会のほうに相談に行けばいいんですか。

○篠原福祉政策課長 居住支援協議会は会議体で年に2回しかありませんので、実際は、我々福祉政策課のほうにお問合せいただいてもいいですし、先ほど申し上げた、つながる相談窓口の中で、実は住まいに困っていてというお話をいただければ、必ず我々のほうに届くような体制を整えておりますので、そういった形で区のどこでもいいので相談してくださいという形になります。よろしくお願いします。

○牧野委員 ありがとうございました。

○辻会長 石樵委員、お願いします。

○石樵委員 社協の石樵でございます。今、居住支援協議会の話が出ましたので、社協もメンバーで、委員で出ております。そこで感じていることを意見というか、感想なんですけど、お伝えしたいと思っています。居住支援協議会、居住支援というのは本当に難しくて、それぞれの分野で、例えば福祉業界もそうですし、不動産業界もそうですし、その高齢者に出会った人がその場でいろいろ支援していくわけですけど、なかなかいろいろ課題が多いと思っています。

ただ、その居住支援協議会に参加することで、今、国のほうも対策を進めていて、法改正などいろんな動向があるんですけど、例えば、そういうことを知ることができて、またいろんなサービスについても知ることができます。また、そこに参加している方の様々な取組を知ることができます。この知識をそれぞれの場で、取り組んでる人が、機関が知るということが非常に大きいなと思っています。

今回、文京区の居住支援協議会の新たな取組として、実務者も参加して、情報共有したり、あるいは支援に係る課題を共有する場を設けてくださって、もう実行されているんですかね。あれがすごく私たち、実際に支援に関わっている機関としては本当にありがたいなと思っていて、これで恐らく、もっと一層連携が進んでいくかなと期待しているところですので、今後もぜひ、続けていただければと考えております。

意見です。

○辻会長 事務局のほうで何か、コメントありますか。

○篠原福祉政策課長 福祉政策課長です。委員おっしゃるとおりで、今後も、なかなか難しい部分もあるんですけども、様々な団体さんのご意見を聞きながら、区の中で住み続けたいというご希望に変えられるような工夫を凝らしてまいりたいというふうに考えてございます。

○辻会長 その他いかがでしょう。

それでは、高岡委員お願いします。

○高岡委員 高岡です。先ほどのI o T、I P T、私たちの聞こえない人たちも大変助かっているので。僕は緊急ペンドントの事業です。見守りのライトとセットになっているんだけども、今まででは高齢者の緊急ペンドント安心見守り事業があつたのですけれども、それは年齢で制限がある。でも、聴覚障害者は、一人暮らしじゃなくても、家族全員が聞こえない人だけ、あるいは子どもとか息子が働いているので、日中は聞こえない人だけになってしまふということで、障害福祉課のほうで、聴覚障害者向けに、というか重度障害者向けに高齢者のその事業を適用してもらって、私も二人にお勧めしてつけたというように、だんだん広がっているんですけども、一人暮らしでも、日中一人でも、何かあったときに、ペンドントのスイッチを押すとか、あるいはトイレ出入りがないと言ったときには家族にメールが行くので、皆さん安心して使っていらっしゃるということで、助かっているんですが、高齢者のほうは今でも、独居だけが対象なんですか。高齢者でもご家族が昼間いなくなっちゃう。子どもも学校行ったときに、お年寄りが昼間家にいるといったときに、何かあったときに知らせるという必要がある人が多いと思うのですけども、対象外なんでしょうか。

○辻会長 事務局お願いします。

○瀬尾高齢福祉課長 実は、高齢者の方の中でも特定の疾病がある方ということで、お医者様の診断書がある方だけが、緊急の連絡システムの対象になっています。今後、緊急、もう一人暮らしの方も増えていくので、それはこれから課題だなと思っております。たくさんの人数がいらっしゃると思いますので、はい。

○辻会長 ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

武長委員。

○武長委員 武長です。主要課題21に関連するところです。何だろう。高齢者施設介護サービス事業所の整備というところの関連なんですかね。文京区、包括の圏域で言えば4圏域に分かれていると思うんですが、4圏域中の一つの、白山をやっていた法人が撤退をして今年入れ替わったのかな。もう一つの千駄木をやっている法人が、多分、今、入れ替わる話になつていて、撤退をしていて、新しい法人切り替わるというようなところになつていて。僕自身文京区民なんですけど、当たり前ですけれども、うちの母も文京区民でして文京区に住んでいるんですが、そろそろ高齢化してまいりまして、この後大丈夫かなというのは多分、同年齢のご本人ないし、ご家族の方はみんな不安なところかもしれませんけども、その辺り、撤退の理由みたいなところを区のほうで把握して、対応というのは考えていらっしゃるんでしょうかということをお伺いしたいです。

○辻会長 事務局いかがでしょうか。

○佐藤事業者支援担当課長 事業者支援担当課長佐藤から説明させていただきます。今回、白山の郷と千駄木の郷の事業者が事業終了ということで、千駄木の郷については事業者選定をさせて

いただいたというところでございます。白山の郷の事業者と千駄木の郷の事業者の事業終了については、法人によって要因は違うという形にはなりますけれど、収支の問題のほか、様々な要因が重なっているということを法人からは聞いているところでございます。

今回、千駄木の郷につきましては、5年ごとに契約の更新をさせていただいておりまして、その契約が終わるタイミングで事業を終了するという申出を昨年度受けましたので、今回、新たな事業者のほうを選定させていただいたというところでございます。白山の郷は契約を残している中で、事業を終了したいという申出があったので、状況が違うという形で、今回公募をさせていただいて、新たな事業者を千駄木の郷については選ばせていただいたというところでございます。

○武長委員 ご回答ありがとうございます。そうすると撤退理由は収支関係も含むいろんな個別の事情があつてと、こういう理解をいたしました。そうすると、新しく今、もう切り替わったところないし、来年切り替わるところについては、そのような課題というのは解消されているという認識で、区のほうとしては、すぐに同じ理由で撤退するみたいな、もしくは違う理由で複合的な理由で撤退するみたいなことにならないと、こういうことで安心していくてもいいですかね。

○佐藤事業者支援担当課長 選定の中では、事業者の経営状況ですとか、あとは今後、事業を引き継ぐという形になりますので、事業の継承ですとか、あとは職員の配置ですとか、その辺様々、選定の中で選ばせていただいたというところでございます。

ですから、今回選定した事業者につきましては、複数の事業者が応募いただいた中で、選定をさせていただいたというものですございます。

○武長委員 厳しい選定の中で信頼できるところを選んでいただいたということで、今後もそこが安定した経営をして、運営していただけるということを、区のほうでお考えになられて選ばれたということで、そういうふうに伺って安心して過ごしていきたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひします。

○辻会長 それでは、高岡委員、お願ひします。

○高岡委員 高岡です。千駄木の郷は、私の家の近くなので、利用者の方から相談を受けたんですけども、新しい事業者に変わったときに、今いる職員の方を引き続き対応してほしいという要望が出ている。なぜなら、今、利用している人たちの様子とか地域の方のつながりとともに、今の職員の方が一番強いわけですよ。だから新しい職員を入れ替えるのではなくて、今、雇用している方をそのまま残してほしいということをその利用者の家族の方が言っている。それから何か、労働組合があつて、労働組合も引き続き雇用を求めているということも聞いているのですが、これも区議会で質問があつて、区長のほうは、できるだけ雇用を継続するように求めているという答弁だったんです。なので、そういう介護事業所ですとか、そういうところが入れ替わったり、職員が辞めるというのは、地域の人たちに大変不安を与えるので、影響がとても大きいので、それはよく区のほうでもきちんと対応して、地域の人たちが安心できるように、事業継続をお願いしたいと思うんですが、それで先ほど、介護事業所の職員に対しては、住宅の手当を支給すると

か、働いている人にはいろいろ支援しているということなんですが、それは介護事業所への支援にはならないんですか。つまり、訪問介護の報酬が下がって、訪問介護をやめるところとか、介護事業所そのものの経営が不安定になっているということなんです。

それに対して、文京区が直接的な支援は十分できているのかどうかということをお伺いしたいです。

○辻会長 それでは、事務局お願いします。

○佐藤事業者支援担当課長 まず、1点目の千駄木の引継ぎの件でございますが、今回、事業者が変わるというところで、旧事業者と新しい事業者、それから区で、定期的な打合せをさせていただいて、引継ぎのほうをさせていただいているというところでございます。

職員の説明ですか、給与関係ですか、雇用関係ですか、というのは、事業所が変わることがございますので、説明会のほうを順次開かせていただいているというところでございます。これからになりますが、入居者、利用者の方、それからご家族向けの説明会のほうも順次開かせていただくということでございます。

それから、もう一点の介護報酬につきましては、介護保険制度は、国の社会保険制度としまして、国それから自治体、利用者負担によって、運営されているという形でございまして、国の社会福祉審議会等で議論を踏まえて、3年ごとの計画期間内で、社会福祉制度としての持続可能性を考慮した上で、介護報酬のほうは見直しをされているというところでございます。

訪問介護を含む介護保険サービス事業につきましては、その枠組みの中で、介護報酬等で基本として運営されているというものでございます。令和6年度介護報酬の改定において、訪問介護の介護報酬改定の課題については、既に国の方でも議論をされているところでございます。この課題につきましては、全国市長会においても、国に対して事業運営を安定して行うことができる報酬とするということについて要望を行っているところでございます。

本区におきましては、先ほど委員のほうがおっしゃられた事業者向け、介護職員向けの補助事業ですか、人材確保の取組、それから物価高騰への対策の支援を実施しているところでございます。

このことから、現時点において他の区で行っているような訪問介護の事業所の報酬の支援というようなことの対策は考えてございませんが、国ですか、ほかの自治体の動向を注視しながら、引き続き介護保険事業者への適切な支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

○辻会長 はい。

○高岡委員 ということは、国やほかの自治体の動向を注視しながら、注視しているけども、独自の補助はまだ考えていないというお話をしたよね。そうするともう、事業所の経営の実態というのは、区のほうでは把握されていらっしゃるんですかね、アンケートとか何かで。

○辻会長 事務局、お願いします。

○佐藤事業者支援担当課長 高齢者介護計画の見直しを来年度進める中で、現在、高齢者の実態

調査をさせていただいております。その実態調査の中では、介護事業者への調査というのもさせていただき、困り事ですとかも含めて調査をさせていく形になっております。

○辻会長 よろしいですかね。ここで、大体、所要の時間になりましたので、今日はここまで議論としたいと思います。

今日も皆さん、バランスよくいろいろご質問いただきましてありがとうございました。

最後に、追加の答弁。

○鈴木地域包括ケア推進担当課長 すみません。先ほど、18番のフレイル予防のところで、会長からご質問いただきました、文京区の健康寿命の特徴というところをご説明させていただきたいと思います。

文京区は、男女ともに平均余命は全国平均より長いというところは、知られているところだと思いますが、実は、不健康期間、ここで言う平均障害期間というものについては、全国よりも長いというところが分かっております。こちらについては、介護予防担当の係も非常に問題だと感じております。

さらにいろいろ調べると、文京区では、40から74歳の方の約半分の方が運動習慣なしというようなことがございまして、65歳に至るまで働いていらっしゃる方が多いと思うんですけども、その間になかなか運動ができていない方が多い中で65歳を迎えるというところがあるというところは、非常に問題だと感じております。

いろいろ介護予防教室を行っているところではあるんですが、基本的には習慣化しなければ、体操というのは意味がございませんので、週1ではなくて週2以上、運動しなければ基本的には、意味がないと言われておりますので、教室で例えば宿題を出すとか、実は文京区は不健康期間は長いんだということを、事あるごとに今、お伝えしているところではございますので、こういったデータを用いて、文京区の方々に引き続き、周知していきたいというふうに感じております。

○辻会長 ぜひ、頑張ってください。

それでは、次回の日程をお願いします。

○新名企画制作部長 本日は、熱心なご議論ありがとうございました。私のほうからいくつか、事務連絡をさせていただきます。

初めに、次回の日程ですが、11月5日水曜日、こちら第2回の部会ということでございます。時間は、本日と同じ午後6時半からという形になります。会場が本日の隣の会場、第2委員会室になりますので、よろしくお願ひいたします。

こちらで主要課題の22から29について審議をいただきます。

持ち物については、本日と同じ、「文の京」総合戦略の冊子、それと戦略点検シート、こちらをお忘れなくお持ちいただくようにお願いをいたします。

次に、意見の記入用紙ですけども、本協議会で審議できなかったことや、他の部会に関する主要課題につきまして、ご意見がある場合については、こちらの意見記入用紙にご記入をいた

だいて、11月12日水曜日までに事務局にご提出いただくようにお願いをいたします。メール等の任意の様式でお送りいただいても構いませんので、よろしくお願ひいたします。

いただいたご意見については、所管課に伝えるとともに、今後の参考とさせていただきます。

なお、いただいたご意見については、本協議会の会議資料として公開をいたしますので、ご了承ください。

あと、本日の配付資料については、お持ち帰りをいただいて、次回の協議会でも使用いたしますので、必ず、ご持参いただくようにお願いをいたします。

最後に、会議録ですけども、先ほど申し上げたとおり、会議録については、事前に皆様に内容ご確認をいただきます。こちらも後日メールまたは郵送で送付をいたしますので、ご確認のご協力ををお願いいたします。内容の確認が終わり次第、区のホームページ等で公開をいたします。

事務局からは、以上でございます。

○辻会長 その他、皆さんから何か、ありますか。

なければ、これをもちまして区民協議会を閉会いたします。ありがとうございました。